

公正価値測定及びその開示 ディスカッション・ポイント (2010.6.24)

(前回委員会での指摘事項について)

- 会計基準案第 143 項について、「会計単位」と「公正価値を算定する単位」に関する記述が分かりにくいとの指摘¹を踏まえ、「資産又は負債の公正価値を算定する単位は、それぞれの資産又は負債に適用される会計処理等に基づく」という文案に修正したがどうか【会計基準案第 143 項】。例えば、金融商品であれば個々の金融商品、固定資産の減損であれば独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループ、企業結合であれば事業などが公正価値を算定する単位となる。
- 適用指針案第 367 項なお書きについて、評価技法の変更は、見積りの変更¹に該当するとし、「その旨、変更の理由及び影響額」を開示するとされていたが、過年度遡及修正の基準と同様に、「その内容及び影響額」を開示するという文案に修正したがどうか【適用指針案第 367 項なお書き】。この場合、「内容」には、どのような評価技法に変更したのかが含まれると考えられる。

(ご参考) 今後の予定

日時	議題
6月21日(月) 専門委員会	・ 文案の検討
6月24日(木) 委員会	・ 公表議決前最終
7月6日(火) 委員会	・ 公表議決予定

・ コメント期間：7～9月(3Q)

・ 最終基準化予定：10～12月(4Q) 翌1Qとなる可能性あり

¹ 当該指摘とあわせ、個別の公正価値の総和と全体での公正価値とが異なる場合があるのかとの指摘もあった。

これについて、非金融商品については、最有効使用の概念が適用され、個別の公正価値を算定する際においてもシナジー効果を考慮して算定する【設例1】ため、個別の公正価値の総和と全体での公正価値とが異なる場合はないと考えられる(ただし、IASBのEDでは、全体を計算して個別に配分するアプローチは認めていない(BC59項)。これについて、実務上、配分が必要なケースがあることをIASBのスタッフは認めており(2009年11月に行われたラウンド・テーブル)、当該配分のガイダンスについて今後検討するとしていたが、結局いまだに公表されていない。)

金融商品については、最有効使用の概念は適用されず、他の資産とのシナジー効果を考慮しないことが原則となっている。一方、適用指針案第22項及び第23項に記載のとおり、現行実務を踏まえ、デリバティブ取引などにおいてポートフォリオでの評価もできる(つまり、シナジー効果の反映)とされているため、ポートフォリオでの評価を行った場合とそうでない場合とで、公正価値の金額が異なる可能性がある。

（6/18の事前送付資料からの変更点について）本文中、網掛けで示しています。

- 翻訳調の表現や文末表現の見直し、記載位置の変更などのエディットのな見直しを行った

なお、IASBのEDの参照項等は修正履歴なしで削除した。

- 設例1及び現在価値技法の説明につき、簡素化を図った。
- レベル3の調整表の開示例について、デリバティブ（例えば、金利スワップ）が資産になるか、負債になるかは評価日のマーケット・レートに依存するため、資産と負債に分離した調整表を開示することは難しいのではないかと指摘を踏まえ、ネットの開示例とした。

以上